

別添 2

保護具

下記の身体各部分に対する保護が必要となる。

〈皮膚〉

保護手袋

保護長ぐつ

保護衣（対象毒劇物に対して不浸透性のもの。）

〈眼〉

保護眼鏡

顔面シールド（防災面、保護面）

〈呼吸器系〉

ホースマスク

空気呼吸器

酸素呼吸器

防毒マスク（毒劇物の種類により、適当な吸収剤の入った吸収缶を用いる）

上記の中より作業状況に応じて選択する。